

『杜家立成雜書要略』初探

——敦煌書儀等との比較を通して*

永田知之

一、はじめに

正倉院所藏の『國家珍寶帳』（他の四目録と併せて『東大寺獻物帳』と稱する¹）は、聖武天皇（701～756、讓位して太上天皇）崩御の後、四九日を経て皇太后・藤原光明子（701～760）が東大寺に寄進した物品の目録といわれる。その一節に以下の記述が見える。

頭陀寺碑文并杜家²立成一卷（麻紙 紫檀軸 紫羅標 綺帶）
樂毅論一卷（白麻紙 瑪瑙軸 紫紙標 綺帶）
右二卷 皇太后御書

このうち「杜家立成」は正倉院北倉が現に藏する「杜家立成雜書要略一卷」と題した文獻を指すと思われる。同卷子本は本紙縦26.8～27.2cm、全長706cm、軸長30.6cm、白灰黄紅橡褐碧等の色麻紙十九帳を貼り繼ぐ形を取る³。書體は、初めの方にとりわけ顯著なのだが、行書、ただし後の部分には草書も交える。前掲『珍寶帳』の記述と計十一箇所に見える「積善藤家」（皇后の實家である藤原氏を指す）の印記より光明皇后の直筆と一般に考えられている⁴。

『杜家立成雜書要略』（以下、概ね『杜家立成』と略す）の内容は次々節以降に論じるが、一言でいえば中國語文言による書簡文、それも後述するとおり實際の手

*小論の内容は京都大學人文科學研究所共同研究「唐代文學の研究」班（金文京班長）での『杜家立成雜書要略』會讀及び討議に多くを負う。ここに記して班員諸氏に謝意を表する。

¹東大寺が現に藏する。ここではその複製である東大寺獻物帳（1880）によって引用した。

²なお、「并杜家」右横の餘白に「樂毅論」と朱書した別紙が貼附されている。

³書道藝術（1972）212、216-217 頁、正倉院事務所（1995）195、308-310 頁による。

⁴石田茂作（1947）10、13-15 頁は『珍寶帳』の「御書」を所藏の意に取る。また、黒川眞頼（1911）270 頁も嘗て存在した「御書」のそれに對して現存の『杜家立成』は唐人の書跡かという。

紙というよりその雛型、を集めた文獻といえよう。同書は中國には傳存せず、歴代の書目にも著録されない。正倉院所藏のそれはまとまったものとしては、天下の孤本である⁵。

いま簡単に『杜家立成』の研究史を振り返っておく。同書については書法や國文學に與えた影響等の側面も指摘されてきた。ただしここでは主にそれら以外の研究を取り上げる。

光緒二十七年（1901）刊の『留眞譜初編』には、楊守敬が日本滞在中（1880～1884）に目睹した古籍の書影を収める。その卷六に『杜家立成』の書影が數葉見える。一部だが、同書の姿が公開されたのはこれが最初だろう。また、楊氏は次のような記述も残している。

余於日本得杜家立成書、亦擬尺牘者、當亦唐人作、見余所輯留眞譜。

光緒丁未三月十二日、宜都楊守敬。（「晉索靖月儀章跋⁶」）

「光緒丁未」は光緒三十三年（1907）を指す。「尺牘に擬せんとする者」という表現からこの文章が主題として取り上げた西晉・索靖の書跡とされる「月儀」同様、書簡そのものではないにせよ、『杜家立成』はそれに類似すると楊守敬が考えていたことが窺われる。

この跋文の十四年後、大正十年（1921）、日本人の手によって『杜家立成』の全體が景印・出版された⁷。更に翌年には、内藤湖南が同書に関する最初の專論を公にしている⁸。

内藤はその中で、法帖に収める月儀と比べた上で、『杜家立成』は唐宋期の書目に見える「儀注類中の書儀に屬する者」だと斷じる。結果として、これは當を得た見解だった⁹。

戦後に至って日本國內では西野貞治、福井康順、藏中進、大野修作、國外では啓功、王三慶の諸氏が『杜家立成』についての文章を發表しておられる¹⁰。この間、

⁵1998年、市川橋遺跡（宮城県多賀城市。陸奥國府多賀城趾の南）から『杜家立成』冒頭をわずかだが表裏に寫した木簡（「習書木簡」か）一本が発見された。古川一明、吉野武（1999）、市川橋遺跡（2001a）251-257頁、市川橋遺跡（2001b）巻頭寫眞3、322頁参照。

⁶書跡名品叢刊150（1970）64頁所載の寫眞による。楊守敬（1988）1098頁は「楊守敬」の後に「記」字がある他はこれに同じ。楊守敬（1996）33頁では「亦擬尺牘者」以下三句を「亦擬尺牘與此略同、當亦是唐人作、唯彼爲行書耳」、「楊守敬」を「楊守敬記」に作る。

⁷歌人・國文學者の佐佐木信綱氏により『南都祕笈』第一集に收められて世に出された。

⁸内藤湖南（1970）133-137頁。また同年の文章である内藤湖南（1976）33頁も参照。

⁹鈎括弧内は内藤湖南（1970）137頁から引用した。この論文を内藤湖南（1928）に収録した際の附記で、内藤は敦煌書儀と『杜家立成』との關係を示唆している。内藤湖南（1970）141頁参照。

¹⁰西野貞治（1958）、西野貞治（1959）、福井康順（1987）341-352頁、藏中進（1987）、啓功（1999）、王三慶（2000）、大野修作（2008）。他にも周一良、趙和平（1995）103-105頁（この部分は周氏の執筆）が参考になる。

中田勇次郎氏が同書の解説と併せて全文の釋文を發表され、また藏中氏を含む研究者らによって全譯注も公刊された¹¹。

ここでは、これら諸先學の成果に導かれつつ、『杜家立成』の文獻的な性格に關してごく初歩的な考察を試みたい。内容の分析に際しては、類似の文獻との比較をその手段とする。既に先行研究でも同じ手法は用いられてきた。だが、それらは多く書儀のみを檢討の對象としており、またその範圍も限られている¹²。書簡を始めとする諸種の文章をも使用すれば、更に見えてくるものがあるのではないか。小論を草した所以はこう考えたことに存する。

二、『杜家立成』の撰者・時代

現存の『杜家立成』に撰者（編者）の名は記されていない。内容の檢討に先立って同書の撰者、ひいてはそれを知ることによって確定されるだろう同書の著作（編集）時代に關して考えたい。まず、この問題について提起されてきた四種類の説を次に列挙してみる。

（1）内藤湖南説

『崇文總目』『儀注類』、『新唐書』卷五十八「藝文志二・乙部史録・儀注類」は共に杜有晉『書儀』二卷を著録する。撰者が杜姓であり書簡の文例集（即ち書儀）である點から、杜有晉が『杜家立成』の撰者である可能性は夙に言及されている¹³。ただし、この説には難點があろう。

それというのは、杜有晉（敦煌より發見されたその書儀の殘卷では「杜友晉」に作る）の書儀編纂については、開元（713～741）末・天寶（742～756）初説¹⁴、憲宗期より文宗期（805～840）説¹⁵、唐末・五代説¹⁶が存在するからだ。後二者はいうに及ばず、最初の説が正しいにしても、第一節で挙げた正倉院本『杜家立成』の年代と近過ぎる嫌いがある。唐土撰述の書儀が日本に傳來するには、やはり幾許かの時間が必要だ。杜有晉の活動時期を初唐まで確かに遡らせ得る資料が見出されない限り、内藤説は成立し難かろう。

¹¹書道藝術（1972）212-217 頁、日中交流史研究會（1994）。後者の補正に譯注者自らによる山川英彦（1997）や他の研究者による王曉平（2003）、王曉平（2006）がある。

¹²西野貞治（1958）43-44 頁、趙和平（1998）235-240 頁等に敦煌書儀との比較が見える。

¹³内藤湖南（1970）137 頁。ただし杜有晉撰述説を特に強く主張しているわけではない。

¹⁴周一良、趙和平（1995）137-145 頁（この部分は趙氏の執筆）。

¹⁵那波利貞（1962）12 頁。那波氏もそこで杜有晉『杜家立成』撰述説を否定しておられる。

¹⁶王重民（1958）225 頁。

(2) 西野貞治説

秦王自率三軍、親行薄罰、正是壯士立功之日、丈夫建節之秋。(【三十二】「相喚募討兇奴書」¹⁷⁾)

先無鞏下、欲往鯛陽。(【三】「就人借馬書」)

西野氏は前者に見える「秦王」を後に唐の第二代皇帝・太宗となる李世民に比定された。その上で後者にいう「鯛陽」(縣名)が北齊期に廢された後、隋・開皇十一年(591)から唐・貞觀元年(627)の間だけ復活したことに着目して、李世民が秦王だった武德元年(618)より同九年(626)に『杜家立成』の成立は限定できると論じられたのである¹⁸⁾。更に氏は李世民的側近且つ京兆杜氏の一員で鯛陽(現河南省)と程遠からぬ地域出身の杜淹が『杜家立成』の原型たる文例集の撰述と関係をもつのではないかと推測された。

王號・地名が撰述年代に存在したそれを確實に反映しているという保證は無い。西野氏自身、(氏が初唐以前に用例を見出せぬとする)語彙をも『杜家立成』が含む點から考えて、撰述の開始は唐初でも、改變を経ており、最終的な成立は開元期と考えられたようだ¹⁹⁾。

(3) 福井康順説

最初に、論據となる文章を挙げておく。

久之、會林邑獻白鸚鵡、(楊)素促召正玄、使者相望。及至、即令作賦。正玄倉卒之際、援筆**立成**。素見文不加點、始異之。因令更擬諸雜文筆十餘條、又皆**立成**、而辭理華贍、素乃嘆曰、此眞秀才、吾不及也。授晉王行參軍、轉豫章王記室、卒官。弟正藏。……大業中、學業該通、應詔舉秀才、兄弟三人俱以文章一時詣闕、論者榮之。著碑誄銘頌詩賦百餘篇。又著**文章體式**、大爲後進所寶、時人號爲**文軌**、乃至海外高麗、百濟、亦共傳習、稱爲**杜家新書**。(『隋書』卷七十六「文學傳・杜正玄」)

『北史』卷二十六「杜銓傳」に附す杜正玄の傳でもその速やかな作文能力は「立成」という言葉で評されている。ここでは同じ附傳中の杜正藏に關する箇所を引用しておく。

¹⁷⁾『杜家立成』の引用は日中交流史研究會(1994)所載の寫眞に従う。【 】内の數字は書簡の順序、「」内は表題を示す。例えば【三十二】は第三二書簡ということである。

¹⁸⁾啓功氏は「秦王」を隋・文帝の三男である楊俊(封爵は秦王)と考えた上で、第二節(3)に見える杜正玄が『杜家立成』を著したのだと主張される。啓功(1999)263-264頁參照。

¹⁹⁾西野貞治(1958)48-49頁。「好去」、「好住」といった俗語がそこで問題とされている。

正藏爲文迅速、有如宿構。曾令數人竝執紙筆、各題一文、正藏口授俱成、皆有文理。爲當時所異。又爲**文軌**二十卷、論爲文體則、甚有條貫。後生寶而行之、多資以解褐、大行於世、謂之**杜家新書**云。

福井氏は前掲の『隋書』「文學傳」に基づいて姓を杜といい、また「立成」、即ち「立ちどころに（文を）成す」の語が本傳に見える點から杜正玄・正藏・正倫（『隋書』「杜正玄傳」の「兄弟三人」は彼らを指す）が著した「文章の體式」、それこそが『杜家雜（新）書』であり、その簡略な形態が『杜家立成』だと結論付けられた。この説によれば、『雜書要略』の「雜」字か今本正史に見える「杜家新書」の「新」字いずれかが誤りということになる²⁰。

これに對して、『北史』の記述をも勘案し、『文軌』（『杜家新書』）はやはり杜正藏箇人の著述と解するべきという批判が提起された²¹。「立成」は福井氏も指摘される如く習見の語だ。従って、必ずしも杜正玄傳所見のそれと『杜家立成』とを結び付けるには及ぶまい。私見をいえば、この用語と姓の一致だけで、杜氏兄弟を同書の撰者とするには疑問が残る。

なお、正倉院文書（續修古文書後集卷十七）の『更可請章疏等目錄』に「文軌一卷」という文字が見える²²。これが『隋書』、『北史』にいうそれと同一書ならば、八世紀前半、即ち『杜家立成』の正倉院入藏以前に杜氏の著作が日本へ傳わっていたことになる²³。福井説が現在まで若干の修正を施されつつ廣く受容されている背景には、かかる事情も存しよう。

（4）日中交流史研究會説

これは（2）で引いた『杜家立成』【三十二】にいう「秦王」を李世民に比定した西野説を肯定する。その上で、（3）の福井説に基づいて杜氏兄弟中の杜正倫を撰者としている。

杜正倫は太宗朝において、封禪の禮に際して古跡の調査を皇帝より命ぜられた。更に、高宗期には、『永徽禮』の編纂にも攜わっている。彼の李世民、禮制との關係（書儀は一般に禮式作法の書たる儀注に分類される）がその『杜家立成』撰述説の重要な根據とされる。

²⁰ 福井康順（1987）342-345 頁。福井氏は他の論文でも度々杜氏兄弟撰述説を提起された。

²¹ 西野貞治（1959）101-102 頁

²² 神田喜一郎（1987）193 頁参照。この目錄は「天平廿年（748）六月十日」という日付を有する。宮内廳正倉院事務所（1995）160 頁の寫眞では、「軌」は「軌」にも見える。

²³ なお『日本國見在書目錄』「十 小學家」に「文軌十卷（冷然院） 文軌抄六卷」とある。『文軌抄』は『文軌』の節略本であろうか。矢島玄亮（1984）80 頁参照。そうだとすれば、『更可請章疏等目錄』に見える「文軌一卷」も原本からごく一部を抄出したと考えられる。

今一つ、彼と『杜家立成』との間に関係を想像させる要素として挙げられるのが、『文筆要決』²⁴の存在だ。巻頭に（撰者として）杜正倫の名を記す同書の冒頭部を引いておく。

觀夫、惟夫、原夫、若夫、竊惟、竊聞、聞夫、惟昔、昔者、蓋夫、自昔、惟。右並發端置辭、泛叙事物也。〔以下略〕

全書に涉って、『文筆要決』はこういった「句端」（句の始めに用いる慣用的な語辭）とその解説を展開している。『杜家立成』中にこれらのうち六朝初見と思われる語が多く用いられることも、隋唐交代期に生きた杜正倫撰述説の査證たり得るというわけだ²⁵。その一方で、『杜家新書』は同書とはまた別の杜正藏による著作だとこの説は結論付ける。

（1）、（2）は根據薄弱であるし、そもそも提起者自身が強く主張されたわけでもない。（3）及びその流れを汲む（4）はそれより説得力をもつが、なお決め手を缺く。ここで興味深く思われるのが、『杜家立成』の表題に見える「杜家」という言葉である。

杜氏兄弟による撰述を唱える（3）においては、無理なくこの言葉の意味を説明できる。（4）の場合はどうか。そこではまず杜正藏が自著以外にも兄弟の文章を含む著作を『杜家新書』と名付けたため、杜正倫はその單獨の著述にも「杜家」の語を冠したのだという。

こういった推測も成り立たないわけではない。だが、むしろ『杜家立成』のような文獻では、所収作品の「撰者」、それをまとめた「編者」が別に存在した可能性がある。今一ついうならば、これら「撰者」や「編者」は複数いたかもしれず、後者の中には正倉院藏本のそれを始めとする幾代かの書寫者（その「改編」が意圖的だったか否かはともかく）をも含める必要が出てこよう。

さて、そうだとすれば「杜家」とは「撰者」（とされる人物）に因んで「編者」が付けた呼稱という想像も可能になる。「雜（新）書」、「要略」と稱する内容をもつ文獻の表題に事々しく姓氏を含めた態度は、「杜」姓の人物自身より他人にこそ相應しいのではあるまいか。

杜某の文章が『杜家立成』に含まれるならば、編者の行爲は「編集」といえよう。さもなければ、それは「假託」（偽託）なわけだ。後のことながら、興味深い

²⁴日本にだけ平安時代の古鈔本が傳存し五島美術館現藏、文筆要決（1943）はその複製本である。『文筆要決』の内容に注釋を施し解説を加えた研究として、王利器（1989）がある。

²⁵日中交流史研究會（1994）205-209頁は、他にも杜正倫の経歴と『杜家立成』の内容を關連付けようとする。なお、山川英彦（2002）21頁は同書について「書簡の模範例文集であるが、あるいは『文筆要決』の句端の例文的性格を備えていたのかもしれない」という。

例が存在する。

金針詩格一卷 白居易撰。

續金針格一卷 梅堯臣撰。大抵皆假託也。（『直齋書錄解題』卷二十二「集部・文史類」、後者は一般に『續金針詩格』と稱される。）

『吟窗雜錄』中の殘本でのみ今に傳わる正續『金針（鍼）詩格』の解題を引用した。これらが白居易たちの眞作だという證據は存在せず、「假託」という判断は正しいだろう。

重要なのは、なぜ彼らに假託されたのかということだ。「詩格」（作詩法指南書）である兩書が箔付けのために大詩人の名を用いた點は想像に難くない。また、白居易は高官且つ華々しく各種の考試に及第してきた經驗をもつ。彼及び類似の經歷を有する人物の文章がもてはやされ、その名を冠する「詩格」が流行した理由としてかかる要素は無視できまい²⁶。

時代は異なるが『杜家立成』にも、同じ事柄がいえのではないか。即ち杜姓の著名人による書簡を集成したと稱する文獻、それが同書だと受け取るのが適當なのかもしれない。

ここでの「著名」にはまず文名が、次に官界での地位という要素が含まれる。前掲の（3）と（4）の如く杜氏兄弟乃至はその一人が『杜家立成』を著したと断定するのは、なお躊躇を覚える。しかし、「著名人」への「假託」だった可能性を視野に入れば、隋代に一家から科擧試験の及第者を四人も出したこの一家²⁷はその候補とはいいい得るだろう。

しからば、「杜家」とは南宋以降の書名や書中にしばしば見られる「狀元」（殿試の首席及第者）等という書籍の看板めいた言辭ではなかったか²⁸。營利出版の登場以後と同一視はできないが、この想像が正しければ、當時の知識階層には誰のことか理解できた人名を、鑑賞の対象たると同時に模範作例の性格をもつ典籍に冠した早期のケースとして、これは注目に値する。

限られた資料から「撰者」を斷定的に論じるよりも、當時の社會的背景を考慮しつつ、作詩文指南書が生み出される過程に着目した方が得られるところは大きいのではないか。その意味で『杜家立成』、本節で先に觸れた『文筆要決』（これも著名人且つ文筆に優れたという意味で杜正倫に假託された可能性が無くはない）は格好の材料を提供してくれる。

²⁶唐代の科擧試験と作詩文指南書との關係については永田知之（2008）126頁で言及した。

²⁷杜正玄・正藏・正倫が秀才科、正藏の弟・正儀が進士科に及第した（『北史』卷二十六）。

²⁸例えば『王狀元集百家注分類東坡先生詩』などと銘打つ宋元の比較的完好な刊本が複数現存する。「王狀元」は王十朋（紹興二十七年の狀元）を指すが、彼が同書の編者だったか、名を利用されただけかについては、なお意見は分かれよう。劉尚榮（1988）54-86頁参照。

結局のところ、『杜家立成』の年代は、正倉院に入った天平勝寶八年（756）を下限とするしかあるまい。もちろん、日本に傳來するまでには相應の時間を要する。更に撰述開始が隋唐の交代期であったにせよ、最終的な成書までは幾分かの幅を見る必要があろう²⁹。

次節以降では、とりあえずこれらの諸點を念頭に置きつつ、『杜家立成』の本文³⁰を見ていきたい。その検討の中で、同書の年代に關する推定に涉ることもあるはずだ。

三、『杜家立成』の語彙

ここから三節に分けて、『杜家立成』の内容を考えてみる。まず、同書の概略を述べておく。収載する書簡例は三六組七二通、全て往信とそれに向けた復信から成る。往信と復信は交互に配され、前者は本文に先立って表題、後者はその前に「答」の字が置かれる。なお、表題に示す各書簡の用途には、相互の間でほとんど重複は見られない。

本節では出土文獻として傳わった書儀と『杜家立成』に共通の語彙を挙げてみる。その分析は、両者が一般にいわれるような深い關係をもつか否か再検討する糸口になるだろう。

【分襟】袂を分かつ。別離、中でも友人とのそれをいう例が少なくないと思われる。

誰謂分襟、頻移歲序。（【五】「與知故別久書」）

既近分襟、還不申寒暑。（【十一】「與知故別近書」）

他鄉握手、自傷關塞之春、異縣分襟、意切悽惶之路。（『文苑英華』卷七百三十四・唐・王勃〔650～676?〕「春夜桑泉別少府序」）

P.3375〔朋友〕書儀一卷（「十二月相辯文」四月孟夏）

69〔上略〕恒懸欲斷之腸、每歎分襟之友。〔以下略〕

【展接】後に見える「披展」とほぼ同義である。即ち、會う、面會するの意と思われる。

²⁹因みに杜正倫は顯慶三年（658）以後、恐らく數年間のうちに没している（『舊唐書』卷七十「杜正倫傳」）。杜正倫について、『元和姓纂』卷六「十姥・杜・洹水」に「唐長安尉」とあり、これを信じれば唐代まで生きていたと思しい。

³⁰正倉院藏本『杜家立成』には、「世」（唐・太宗の諱字）を避けた確實な形跡は見られず、また則天文字も存在しない。これが書寫態度の忠實さによるものならば、その原本の成立は少なくとも武周期ではないといえようか。藏中進（1987）5-6頁参照。

展接末期、更増慨滿。（【五】「答」〔往信「與知故別久書」〕）
未近展接、増其潛泣。（唐・虞世南〔558～638〕「積時帖」^{31）}
終期展接、以申闊懷。（『文苑英華』卷六百八十六・唐・駱賓王〔684 没〕「與親情書」）

P.3691 新集書儀（答書〔往信「與四海未相識書」〕）

78 〔上略〕即日ム乙恩、限以官

79 守、展接未由、空増瞻戀、謹奉狀不宣。〔以下略〕

【音書○絶】音信がひっそり途絶えてしまう。書簡等の遣り取りが絶えたことをいう^{32）}。

音書寂絶、已改暄寒。（【六】「答」〔往信「與知故別久書」〕）

音書斷絶、忽隔兩年。（『唐無名書月儀』^{33）}正月孟春）

P.3375 〔朋友〕書儀一卷（「十二月相辯文」六月季夏）

107 〔上略〕自從分袂、各處遐方、既隔關山、

108 音書斷絶、追尋曩日、敬相為勞。〔以下略〕

【披展】先の「展接」に等しい。書簡の場合、やはり會えない恨みをいう場合に用いる。

披展未由、但増傾恨。（【六】「答」〔往信「與知故別久書」〕）

早挹芳猷、未諧披展。其為翹佇、興寢増勞。（『文苑英華』卷六百四十六・唐・魏徵「為李密檄滎陽守郇王慶文」、隋・義寧元年〔617〕頃の招降状）

S.329 書儀鏡

33 〔上略〕但若遠涉荒磧、深助勤勞。披展

34 匪賒、預増歎詠。〔以下略〕

【使至辱書】相手方の使いから手紙を得たことをいう。通常、書簡の冒頭に見られる。

使至辱書、許客席末。（【七】「答」〔往信「喚知故飲書」〕）

使至辱書。知公所苦少可、慰意何言。……李世民呈。（『淳化閣帖』卷一・唐・太宗〔598～649〕「使至帖」、文末の署名から考えて、皇帝即位〔626〕前に書かれたか）

使至辱書、知初出黃龍、即擒白鼠。（『文苑英華』卷六百八十四・唐・陳子昂「為建安王答王尚書書」、武周・萬歲通天二年〔697〕の作、『陳伯玉文集』卷十、P.3590「故陳

^{31）}書跡名品叢刊 194（1975）63 頁に見える『餘清齋帖』の景印に基づく。

^{32）}『藝文類聚』卷三十二・梁・何遜「為衡山侯與婦書」に「路邇人遐、音塵寂絶。」とある。

^{33）}『唐無名書月儀』、『唐人月儀帖』は、共に書跡名品叢刊 150（1970）を底本とする。

子昂集拾卷」にも収められる)

P.3637 〔新定〕書儀〔鏡〕一卷〔京兆杜友晉撰〕〔答書〔往信「與妻父母書」³⁴⁾〕〕

〔上略〕使至辱書、知上下通善為慰也。〔以下略〕

【脩承】(書簡を以て)相手に意を伝える。その語義からいって、普通は文末で使われる。

略附脩承、書豈能具。〔【八】「與未相識書」〕

還諮脩承、何申誠欸。〔【八】「答」〕

今因往信、謹此脩承。〔【十三】「頻得知故書」〕

且附脩承、諸無所具。〔【三十】「答」〔往信「成親喚知故書」〕〕

奉面未日、略々脩承。〔『唐人月儀帖』十一月仲冬〕

願珍德、謹遣脩承。〔『國清百録』卷二「王從駕東嶽於路遣書」一、「王」は晉王、即ち後の隋・煬帝。彼が開皇十四年〔594〕、智顗に送った書簡〕

P.3442 〔京兆杜友晉撰〕吉凶書儀上下卷(「與夫書」)

98 〔上略〕願珍重、尋信脩承。〔以下略〕

【芳符】「芳書」の意。「芳○」という同義語は多いが「芳符(符)」自體の用例は限られる。

忽辱芳符、實驚悽苦。〔【十】「答」〔往信「與知故在京書」〕〕

杜公時答法師書³⁵⁾曰、猥辱芳符、曲垂提拂、嘉言忽降、銘戴増深。(唐・彦棕『唐護法沙門法琳別傳』卷上、引用箇所は貞觀〔627～649〕初年の書簡)

S.1438V 〔吐蕃佔領敦煌初期漢族〕書儀

108 〔上略〕忽枉芳符、有同會面。〔以下略〕

【漸暄】「暄」は「暖」に同じ。次に掲げる『杜家立成』の「逝」は「漸」の誤りか³⁶⁾。

春暮逝暄、故豐佳賞。〔【十】「與知故在京書」〕

春日漸暄、道體如宜也。(『國清百録』卷二「隋高祖文皇帝勅書」、開皇十年〔590〕十月十六日、智顗に下された勅書)

P.3375 〔朋友〕書儀一卷

9 〔上略〕二月仲春^{春中、春景、時漸暖、已暖、月脫可為極暖。}〔以下略〕

S.6537V 大唐新定吉凶書儀一部并序(「年敍凡例第一」)

255 〔上略〕二月

³⁴⁾P.3637 は段組が部分によって異なるなど複雑な構成を取っているため行番號は省略した。

³⁵⁾「杜公」は杜如晦(585～630)を指す。この書簡は法琳(572～640)に宛てて書かれた。

³⁶⁾王曉平(2006) 306 頁の説、敦煌書儀における「暄」の用例もそこに集められている。

256 仲春 敍云、中春、中春、仲春、春天、春時、春容、芳春、春月。

257 時云、漸暄、已暄、稍暄、微暄、和暄。〔以下略〕

【歎滿】意味からいって「歎慙」の方が適切だろう。ただ「歎滿」に作る例も見られる³⁷。

加以敍會尚賒、益增歎滿。（【十】「與知故在京書」）

久絶知聞、常懷歎滿。（『唐無名書月儀』五月仲夏）

72TAM169:26(b) 高昌書儀（「與弟妹書」³⁸）

41 〔上略〕別汝逕年、憶廷恒深。杳然未知取集期、但增歎

42 滿。〔以下略〕

【公○牽○】公（私の）事で忙しく相手に會えぬ、答えられぬことをいう表現である。

某貧病交驚、公私牽逼。（【八】「與未相識書」）

公事牽纏、未即參賀。（【九】「賀知故得官書」）

數日來、公私牽挽、還輒頓臥、未即白答、銜脊彌深。殷鈞和南。（『弘明集』卷十「太子家令殷鈞答」、殷鈞の梁・武帝に對する奉答、天監十年〔511〕以前の文章か）

P.2679 〔朋友〕書儀（「十二月相辯文」十一月仲冬）

188 〔上略〕秋首分飛、許即相見、公務牽逼、契闊³⁹於今。〔以下略〕

もとより、両者が共に含む用語はこれだけに止まらない。ここでは、中國傳世の文獻にも見られる例に限った上で、それも併記した。現存資料の範圍でいえば、これらの語彙は先行する使用例を検出し得ず、中でも「脩承」、「芳符」、「歎滿」は後續の用例にも乏しい。

書儀の時代比定は、實のところ容易ではない。更に後續の書儀は先行するその内容を屢々蹈襲するので、ある表現がいつの時期にどの程度、使われていたかは明確にし難い。

域外文獻として孤立的に残った『杜家立成』とかく不明瞭な點をもつ書儀を單純に比較して、どれほどの事柄がいい得るか。この種の疑問が湧き起こるのは、當然かもしれない。

ここで注目されるのが、各用例の間に置いた傳世文獻のそれだ。もちろん、これとても、たまたま今日まで傳わった、ごく乏しい材料でしかない。扱いの難しい書跡も、そこには含まれる。また、現存する版本等が著作時の文字遣いなどま

³⁷「歎滿（慙）」については王曉平（2006）306頁、張小豔（2007）139頁参照。

³⁸阿斯塔那 169 號墓文書。吐魯番出土文書 1（1992）235 頁に基づく。

³⁹S.5472、S.5660V は「逼」を「迫」、「闕」を「闊」に作る。後者は「闊」が正しかろう。

で反映しているとは限らない。

ただ、それらはいずれも書簡やその範例、また対象が明確な文章に限定される。つまり、ここに挙げた用語は書簡文特有、少なくともその中で常用される語彙だったと想像される。

これが正しければ、前掲の特徴的な語彙の共有は『杜家立成』と書儀との近縁性を証明するのではないか。即ち、それは両者が書簡範例集として近似の性格をもつということだ。

なお着目したいのは、先に引いた傳世作品の撰述時期である。それは最後の「公○牽○」を除いて、隋から唐初、遅くも初唐期に集中する⁴⁰。偏向無く数少ない例のうち最古のものを挙げた結果が、こうなのだ。不十分な調査の結果ながら、これは果たして偶然だろうか。

この事實は、『杜家立成』が唐初に編纂され（つつあつ）たという前節で見た諸説を側面から支持し得るかもしれない。確言できないにせよ、その蓋然性が高い旨、指摘しておく。

四、文章の構成・着想

本節では語彙より大きな単位、つまり文章構成、ひいては着想の點から、『杜家立成』と他の文獻との比較を若干試みたい。次に挙げるのは相互の間の最も極端な類似の例である。

離居一日、情甚三秋。分手片時、心同歲月。（【十二】「與知故別經宿書」）

離分一日、情甚三秋。執別暫時、心同積歲。（『唐無名書月儀』七月孟秋）

P.2679 〔朋友〕書儀（「十二月相辯文」七月孟秋）

114 〔上略〕離居一日、情甚三秋、

115 執別暫時、心同積歲。〔以下略〕

ここに掲げた三者が全く偶然でかかる構成を取るに至ったとは到底考えられない。これほどまで酷似はしないにせよ、『杜家立成』と書儀との間で近い構成が見られる例は、他にも存在する。前者の往信全文と後者から本題に入る前の導入部を一つずつ挙げておこう⁴¹。

①誰謂分襟、頻移晦序。②傾誠之眷、寧卒可陳。③春首猶寒、兄若為賞納。④某瘠少理、諮敍未由。⑤瞻望風雲、但增搔首。⑥願珍重、謹此脩問、豈盡寸心。（【五】

⁴⁰ 『唐人月儀帖』や『唐無名書月儀』の内容は通説どおり隋・初唐期の成立と考えておく。

⁴¹ 日中文化交流史研究會（1994）36頁、趙和平（1993）172頁に従って少し文字を改めた。

「與知故別久書」)

P.3442 〔京兆杜友晉撰〕吉凶書儀上下卷(「通婚書」)

51 〔上略〕月日、名頓々首々、①闊敍既久、未久、雖近。②傾屬良深。若未相識云、藉甚微猷、每深傾屬。

③孟春猶寒、

52 體履如何。願館舍清休。④名諸疹少理、言展未即。⑤惟增翹軫。⑥願

53 敬德^厚、謹遣白書不具。姓名頓々首々。〔以下、縁談の申込が続くがここで

は省略〕

いま便宜上、兩者に分段を示す番號を圍み數字で附してみた。『杜家立成』の①にいう「移晦序」はやや難解だが、次に挙げる「移晦朔」、「移歳序」と同様の意と考えられる⁴²。

驗知入決定聚、面覩彌陀、靜攝遷神、安坐身證、及移晦朔、容相儼然。(『國清百録』卷三「王遣使入天台建功德願文」、「王」こと後の隋・煬帝が開皇十八年〔598〕正月二十九日に捧げた願文)

乃下詔曰、公門著嘉庸、夙叅榮列、不幸殂沒、奄移歳序。(「鄭故大將軍舒懿公之墓誌銘」〔僞鄭・開明二年(620)⁴³〕)

P.2505 〔朋友〕書儀一卷

4 月 始一月云改月、餘已、改茲望已。晦朔、兩日云氣序屢移、云茲望屢改、云頻移晦朔、亦云候移望、並可通用。

「朋友書儀」の記述からこの種の表現が定型句になっていたと分かる。いずれにもせよ、①會えない期間への言及、②相手に向ける思慕の念、③時候の挨拶と先方の健康に對する氣遣い、④面會が不可能なのは自己の體調不良によるとの辨明、⑤募る思い、⑥結語、と見事なまでに構成が一致する。完全に同じではないが、近い形の語彙も雙方に散見する。

『杜家立成』と書儀との間には、こういった近似が他にも見られる。一口に中國中世の書簡といっても、様々な類型が存在する。前節で見た用語の類似と合わせ、ここに挙げた諸例は、その中でも兩者の文化的な基盤がある程度の共通性をもつと示すのではないか。

五、収載書簡の用途

『杜家立成』に収める書簡の例文は、實に多彩な用途を想定して著されている。以下、そのうちの若干を書儀中で似通った表題をもつ文例と組にした上で、全文

⁴²次に掲げる書儀中の用例は王曉平(2003)106頁、王曉平(2006)301-302頁に見える。

⁴³京都大學人文科學研究所所藏の拓本による。「僞鄭」は隋滅亡後の王世充政權をいう。なお、この墓誌銘は『匄齋臧石記』卷十六、『芒洛冢墓遺文』卷上にも全文が収録されている。

をまとめて掲出してみる。

先無羣下、欲往飼陽。年老力微、不堪杖策。仰知憂人之急、是實布恩。至於貧生、不應獨棄。第羣下若在、暫借乘行。當自借看、不令飢瘦。必蒙垂得、希付往人。輒想殊恩、預深追愧。（【三】「就人借馬書」）

烏騮蹇足、赤驃背瘡。並未堪乘、來使親瞻。不遂依命、悚懼交懷。還此寸誠、遲當展謝。（【三】「答」）

P.3637 〔新定〕書儀〔鏡〕一卷〔京兆杜友晉撰〕

借馬書

晚伏鬱蒸、惟動靜兼勝、△殊不足言、馬匹玄黃、
出無餘乘。後騎頗能借否。一兩日間、即當馳送、不
宣。謹狀。 題如前

答書 辱慰喻、喜懼交并、毒熱、惟

動靜兼勝、此△常遣、驚馬唯命付往、無嫌劣也。

因人還、不宣。謹狀。 題如前

前者「答」の「悚懼交懷」、後者「答書」の「喜懼交并」等、馬を貸さないか貸すかの差こそあれ、状況・句作り共によく似る。因みに馬の貸與を感謝する言葉だけ残る例もある。

S.329 書儀鏡

156 〔上略〕謝車馬 自顧不才、濫承既錄。早以叨幸、復賜車馬、實敢

157 當。〔以下略〕

次に面識の無い人物へ宛てた書簡の例文を挙げてみる。敦煌出土文獻には複数の例が見られるが、ここでは中でも成立が早いと思われる杜友晉『書儀鏡』の一節を引いておく。

欽承令問、爲日已深。會寫無由、實勞寐想。首春佳照、何以賞心。某貧病交驚、公私牽逼。每思披霧、瞻望潛然。略付脩承、書豈能具。（【八】「與未相識書」）

P.3637 〔新定〕書儀〔鏡〕一卷〔京兆杜友晉撰〕

未相識

〔上略〕生年雖未覲止、頗以藉甚、思一拜展、良無由緣。會

有使來、兼枉金玉、何幸如之、適我願兮。晚伏毒熱、

唯增延詠、因使不宣。謹狀。月日。題如前〔以下略〕

この他、同じ敦煌寫本に續けて「屈讌書」、「他郷經節屈讌書」、「九月九日」（重陽の宴の招待狀）の文例が見られる。その一方で、『杜家立成』は【一】「雪寒喚知故

飲書」、【七】「喚知故飲書」、【二十六】「歳日喚知故飲酒」、【二十七】「假日無事喚知故飲書」、【二十八】「正月七日知故相喚飲書」、【二十九】「寒食日喚知故飲書」を収める。「屈」は「曲げてお越しいただく」（「雪寒喚知故飲書」に「故令走屈、希即因行。」とある）、「喚」は「招く」の意である。兩者共に酒席への招待も書簡の重要な役割と認識していたことがここから分かる。

六、似て非なるもの——『杜家立成』の位置付け

かく見來った事柄により、従前の研究が必ずしも具體的ではない分析に基づいて、書儀と『杜家立成』との關連を論じてきたことが、まず妥當だったと理解された。もっとも、共通項に目を向けた以上、それは當然の結果だ。本節では、兩者の差異に着目したい。

まず文體を取り上げてみよう。既に幾許か引用したとおり、『杜家立成』は完全に四字句・六字句を基調に構成されている。しかも前々節の【五】往信、前節の【三】往信・復信、【八】往信といった全文を引く例を見れば分かるが、平仄の交替が比較的嚴密に意識されている⁴⁴。

この點は、法帖等で傳わる王羲之・獻之らの書簡（『杜家立成』もその語彙を襲用する）が句讀を施すのにも難澁するのとは全く異なる。二王の文章は實際の手紙だから、この差もやむを得まい。もちろん、文體上の窮屈な制約があるからといって、それが實際の書信たり得ないわけではない。

（王）僧略、僧辯弟、（徐）曄、勉從子也、以諫（紀）、且以曄與將帥書云、事往人口具、以爲反於己、誅之。（『南史』卷五十三「梁武帝諸子傳・武陵王紀」）

苦耕已久、志冀聚螢。甲書脫闕、更借看學。若斯不許、不敢出言亦可。舊是田家。先無史籍、仰知有傳。計應少閑、遲暫借學耳。（【二】「就知故借傳書」）

形式の都合上、文章に盛り込めない事柄は書簡を届ける人物（前者の「往人」）が口頭で伝えるといった事態は往々にして存したろう。この場合、手紙そのものに具體的な用件を詳しく記す必要は無いから、全體を四六文で著すのも不可能ではあるまい。また、前々節で見た S.5660「通婚書」と同じく狀況に應じて、後者の如く用い分ける各種の語句を割注で示すのは、書信範例集としての實用性を表している。

だが、「書簡文としての一特徴は、やはり模範性・一般性そして虚構性という點にある」⁴⁵同書はより實際的と思しき書儀と異なる要素をもつ。以下、顯著な側面を少しく考えたい。

⁴⁴ 日中文化交流史研究會（1994）222-224 頁に指摘が見える。

⁴⁵ この項は日中文化交流史研究會（1994）213-218 頁參照、鉤括弧内は 216 頁より引用。

前節で觸れたところだが、『杜家立成』に収める書簡の用途は、實に多岐に涉っている。このことは、小論の隨處で挙げた各例文の表題を見渡すならば、容易に納得できるだろう。

確かに、その中には書儀に見える文例と似通うものも少なくない。だが、一方で『杜家立成』の中には、敦煌出土文獻に類似の例を見出し難い表題をもつ書簡が往々に見られる。

他方、書儀の特徴として、吉禮（婚禮）・凶禮（喪事）と關わる書簡の頻出することが挙げられる。『杜家立成』は婚姻にまつわる文例（【二十四】「知故成禮不得往看與書」、【三十】「成親喚知故書」。「成禮」、「成親」は結婚を指す）は収めるが、吉儀の中で重要と思しき「通婚書」（縁談申し入れ）は見えないし、葬禮關連のそれに至っては全く存在しない。

更に、かくの如く書儀と一致せぬ用途をも前提とした『杜家立成』の例文は、先にも觸れたとおり、みな駢體といってよい形を取る。書儀もやはり四字・六字句を多用しており、この點は雙方に共通しよう。その傾向は、とりわけ朋友書儀（月儀）において顯著である。

ただ、逆にいえば、これは月儀が時候の挨拶文として必ずしも具體的な内容を伴わないが故にそうだとも考えられる。婚禮・喪事に密着した吉凶書儀の文例は駢文の規制からより自由だった。このジャンルに屬する書儀と『杜家立成』の逕庭は比較的大きいといえよう。

前掲の諸例にも明らかなおと、『杜家立成』は「知故」に宛てる書簡の例文を多く含む。三六組のうち二八書簡（往信）の表題にこの語が見え、それは書儀という「平懷」に當たろう。

またそれら以外の書簡にしても、みな同格程度の者相互における通信を想定している。これは書儀が相手との身分の懸隔を考慮して、同じ用途でも様々な文例を提示するのと大きく異なる。これら主な題目・句式や宛先に見られる兩者の相違は、何に起因するのだろうか。

利用者の差異は、その一つの要因かもしれない。つまり、「通婚書」冒頭と末尾に見える「月日、名頓々首々」、「姓名頓々首々」といった懇切丁寧な指示まで必要とするか否か、これによって同じ書簡範例集でも書儀と讀者を殊にする文獻が存在したということだ。

弘明敏有思致、既以民望所宗、造次必存禮法、凡動止施爲、及書翰儀體、後人皆依倣之、謂爲王太保家法。（『宋書』卷四十二「王弘傳」）

縱容鳳闈、動斯可則、冠婚喪祭之禮、書疏報問之式、公之制矣、民胥行矣。（「鄭

義下碑」⁴⁶、「公」は鄭義を指す。）

王弘（379～432）と鄭義（426～492）の「禮」が規範に仰がれたとされるのは、彼らが各々瑯琊王氏と滎陽鄭氏という名族の主要人物であるためだ。前掲の記述は南北朝中葉、既に「動止の施爲」と「書翰の儀體」が「禮法」の主立った要素と認識されていたことを示す。

書儀はいわば「禮法」全體の手引きである。その一方で文例集、婚禮・喪禮等の解説書、所作・言辭の手引（辭儀⁴⁷）といったそれぞれの專著が個別に存在したと考えられる。

『杜家立成』が元來、純粋な書簡集であったかは疑問である。だが、假に婚・喪禮関連の記述や辭儀を含んでいたにせよ、それらは截然と區分されていたのではないか。この想像が正しければ、概ね後世ほど辭儀等が文例と相混淆してしまう書儀とは對照的だといえよう。

想像を逞しくすれば、これは書儀が簡便な「禮法」の概説も欲した階層を想定するのに對して、『杜家立成』は美文を實作・鑑賞する者に向けて編まれたと示すのではないか。同じ六朝の「禮法」なる祖先から枝分かれした子孫として、兩者を捉えてよいかもしれない。同書の歴史的な位置付けを考える上で、こういった差異の考慮はやはり不可缺だろう。

七、おわりに

小論を終えるに当たって、ある書跡の録文とその眞偽を論じた文章を見ておきたい。

今遇賢弟還、得數張紙勞動、幸不怪耳、謹代申不具、釋智永。（『淳化閣帖』卷七「承足下還來帖」）

今法帖中有云不具釋智永白者、誤收在逸少部中、然亦非禪師書也。云謹此代申、此乃唐末五代流俗之語耳、而書亦不工。（『東坡集』卷二十三「書唐氏六書後」、元豐四年〔1081〕五月十二日の文章）

文末の「釋智永」という署名で明らかなおりと、『淳化閣帖』が前引の書簡を王羲之（字は逸少）の書跡中に入れるのは誤りである。蘇軾（號は東坡）は更に「代申」という言葉の使用時期から、隋・智永（文中の「禪師」）の文章ですらないと斷じる。試みにこの語の比較的早い用例を挙げてみる。

⁴⁶ 京都大學人文科學研究所所藏の拓本による。撰文・書寫者は鄭義の子・鄭道昭とされる。

⁴⁷ 敦煌出土の「辭儀」については那波利貞（1953）、那波利貞（1974）76-89頁に詳しい。

S.76V〔宗緒與從兄狀二通〕（一）

64〔上略〕宗緒久縁拙患、未獲特詣

65 墻仞、祇候陳謝、今因信次、附狀代申

66 卑懇、諸容續更有狀、伏惟

67 俯賜 鑒察、謹狀。〔以下略〕

聊寄八行之書、代申千里之契。（『錦帶書』「十二月啓・姑洗三月」）

謹付一行、代申面及。（『唐人月儀帖』九月季秋）

「宗緒與從兄狀」は年代未詳⁴⁸、『錦帶書』は梁・昭明太子編と傳えるが、詳細は不明だ。しかし、次に掲げる資料を『唐人月儀帖』を含むこれら三種と併せ見ればどうだろうか

還謹寸誠、代申何具。（【九】「答」〔往信「賀知故得官書」〕）

未果展問、且謹代申。（【十七】「問知故遭災書」）

且附代申、冀尋展問。（【十八】「問知故逐賊書」）

未即參賀、且謝代申。（【二十三】「賀知故患損書」）

前掲の諸例と同様、直接會話に「代」えて思いを「申」べるの意味で、書簡の末尾に用いられる。『杜家立成』に四例も見える以上、これが單に「唐末五代流俗の語」でないことは確かだろう。

蘇軾が宋代文化の最も重要な旗手の一人である事實は、贅言を要すまい。思うに、彼が「承足下還來帖」を智永の眞跡に非ずというのは、純然たる考證だけに起因するのではなからう。

新たな文化を開拓する蘇軾にとって、「唐末五代」は超克すべき対象だった。當時、使用された（と彼が見る）言葉を「流俗」と切って捨てるのは、その立場からして當然だろう。「代申」の存在を理由にこの文章を智永の作と認めない態度には、かかる背景も存在しよう。

ただ一つ、次の事實は指摘できよう。北宋中頃、つまり「唐末五代」と比較的近い時期、蘇軾ほどの人物でさえも唐人の書簡文をこの程度にしか認識していなかったという點だ。

対象に届けば本來の役目を終える書簡の在り様が時の流れの中で忘却されるのは、當然であろう。書儀や各種書簡文がその空白を埋める貴重な資料であることは言を俟たない。

小論ではそれらと併用できる文獻として、『杜家立成』を題材としてみた。同書の成立・用途、また讀者層について、なお解明すべき點は少なくない。それらを

⁴⁸同じ S.76V に「長興五年（934）正月一日行首陳魯修牒」が見える。

明らかにし得た際、当時の書簡文研究に資するところは小さくなかろう。博雅の指教を請う次第である。

引用文献一覧

(著者名の後の括弧で括った数字はその論著の発表・出版年を意味する)

【日本語によるもの】

石田茂作 (1947): 「正倉院御物樂毅論に就いて」、『國華』 658

市川橋遺跡 (2001a): 宮城縣教育委員會、宮城縣土木部『市川橋遺跡の調査——縣道『泉—鹽釜線』関連調査報告書 III』第一部: 本文編 (宮城縣教育委員會)

市川橋遺跡 (2001b): 宮城縣教育委員會、宮城縣土木部『市川橋遺跡の調査——縣道『泉—鹽釜線』関連調査報告書 III』第二部: 遺物圖版編 (宮城縣教育委員會)

大野修作 (2008): 「光明皇后『杜家立成』の原書寫者は誰か——日本奈良朝書道の基本」、『書法漢學研究』 3

神田喜一郎 (1987): 『神田喜一郎全集』 8 (同朋舎出版)、小論関連の部分は「正倉院書蹟の概観」として正倉院事務所編『正倉院の書蹟』 (日本經濟新聞社、1964 年) に初出。

宮内廳正倉院事務所 (1995): 『正倉院古文書影印集成』 9 (八木書店)

藏中進 (1987): 「正倉院藏本『杜家立成』の本邦將來とその文學史的意義」、『神戶外大論叢』 38-2

黒川眞頼 (1911): 「東大寺獻物帳考證」、『黒川眞頼全集』 5 (國書刊行會)

正倉院事務所 (1995): 正倉院事務所編集『正倉院寶物 3 北倉 III』 (毎日新聞社)

書跡名品叢刊 150 (1970): 『月儀帖三種』 (二玄社)

書跡名品叢刊 194 (1975): 『唐・太宗 屏風書／虞世南 積時帖他』 (二玄社)

書道藝術 (1972): 中田勇次郎責任編集『書道藝術』 11 (中央公論社)、小論関連の部分は中田氏の執筆。

東大寺獻物帳 (1880): 『東大寺獻物帳』 ([東京帝室] 博物館)

内藤湖南 (1928): 『研幾小録』 (弘文堂)

内藤湖南 (1970): 『内藤湖南全集』 7 (筑摩書房)、小論関連の部分は「正倉院尊藏二舊鈔本に就きて」として『支那學』 3-1 (1922 年) に初出。

内藤湖南 (1976): 『内藤湖南全集』 14 (筑摩書房)、小論関連の部分は「杜家立成雜書要略跋」として『寶左齋文』 (1923 年) に初出。

- 永田知之（2008）：『『文場秀句』小考——「蒙書」と類書と作詩文指南書の間』、『敦煌寫本研究年報』2
- 那波利貞（1953）：「中晩唐時代に於ける接客辭儀類の著書の出現に就きて」、『東西學術研究所論叢』9
- 那波利貞（1962）：『『元和新定書儀』と杜有晉の編する『吉凶書儀』とに就いて』、『史林』45-1
- 那波利貞（1974）：『唐代社會文化史研究』（創文社）
- 西野貞治（1958）：「光明皇后の杜家立成をめぐる」、『萬葉』26
- 西野貞治（1959）：「福井康順博士 正倉院御物「杜家立成」考」、『人文研究』10-1
- 日中文化交流史研究會（1994）：『杜家立成雜書要略 注釋と研究』（翰林書房）
- 福井康順（1987）：『福井康順著作集』4、小論関連の部分は「正倉院御物「杜家立成」考」として『東方學』17（1958年）に初出。
- 文筆要決（1943）：『賦譜・文筆要決』（五島慶太）
- 古川一明、吉野武（1999）：「宮城・市川橋遺跡」、『木簡研究』21
- 矢島玄亮（1984）：『日本國見在書目録—集證と研究—』（汲古書院）
- 山川英彦（1997）：「杜家立成雜書要略注補」、『名古屋大學中國語學文學論集』10
- 山川英彦（2002）：「句端初探」、『神戸外大論叢』53-1

【中國語によるもの】

- 王曉平（2003）：『『杜家立成雜書要略——注釋と研究』商補』、『人間文化學部研究年報』5
- 王曉平（2006）：「《杜家立成雜書要略》箋注稿」、『域外漢籍研究集刊』2
- 王三慶（2000）：「《杜家立成雜書要略》及其相關問題研究」、『新國學』2（巴蜀書社）
- 王重民（1958）：『敦煌古籍敘録』（商務印書館）
- 王利器（1989）：「杜正倫《文筆要決》校箋」、北京大學中國中古史研究中心編『紀念陳寅恪先生誕辰百年學術論文集』（北京大學出版社）
- 啓功（1999）：『啓功叢稿』題跋卷（中華書局）、小論関連の部分は「堅淨居隨筆」として『學林漫錄』10（中華書局、1985年）に初出。
- 周一良、趙和平（1995）：『唐五代書儀研究』（中國社會科學出版社）、小論関連の部分は周氏「書儀源流考」、趙氏「杜友晉《吉凶書儀》及《書儀鏡》成書年代考」として各々『歷史研究』1990-5（1990年）、『敦煌學輯刊』1990-2（1990年）に初出。

- 張小豔（2007）：『敦煌書儀語言研究』（商務印書館）
- 趙和平（1993）：『敦煌寫本書儀研究』（新文豐出版公司）
- 趙和平（1998）：「《敦煌寫本書儀研究》訂補」、『敦煌吐魯番研究』3
- 吐魯番出土文書1（1992）：中國文物研究所、新疆維吾爾自治區博物館、武漢大學歷史系『吐魯番出土文書』〔壹〕（文物出版社）
- 楊守敬（1988）：裴兆仁、謝聖傑、鮑國強整理「鄰蘇老人題跋」、『楊守敬集』8（湖北人民出版社、湖北教育出版社）
- 楊守敬（1996）：楊先梅輯、劉信芳校注『楊守敬題跋書信遺稿』（巴蜀書社）
- 劉尚榮（1988）：『蘇軾著作版本論叢』（巴蜀書社）、小論関連の部分は「《百家注分類東坡詩集》考」、「《百家注分類東坡詩集》現存版本調記」として各々『社會科學戰線』1982-2（1982年）、『中華文史論叢』1983-3（1983年）に初出。